

令和4年度地域活性化につながる伊川谷駅前公共空間活用の 提案および実施者募集要項

1. 対象エリア

市営地下鉄伊川谷駅南ロータリー周辺（別紙1参照）

2. 対象施設

詰所休憩スペース（西区前開南町1-2）及び対象エリア内の公共空間

3. 募集内容

次の項目を全て満たす提案を募集します。

- (1) 公共空間を面的に活用することにより、地域の新たな住民交流や賑わい創出に寄与する。
- (2) 公共空間本来の機能や立地条件、特性を踏まえ、駅前の魅力を向上し、市民や来街者が利用または参加できるとともに、活動にあたって地域住民や地域団体等との協力が図れる。
- (3) 公共空間の美化や景観向上、環境改善に寄与し、発生した利益を伊川谷駅前の魅力向上に還元するなど、公益性が認められる。

上記(1)から(3)によらず、このほか、伊川谷地域の活性化に資する内容については審査の対象としますので、積極的な提案を募集します。

4. 参加資格

- (1) 個人からのご提案は受け付けません。
- (2) 提案者（提案に関係する者を含む）及び提案内容が、次に該当する場合は、提案の受け付け、調整を行うことはできません。
 - ア 法令や公序良俗に反する場合
 - イ 本市の施策・規定や各施設の留意事項に反する、矛盾する又は抵触する場合
 - ウ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業及び団体又はその関係者、その他反社会的勢力である場合
- エ 政治的、宗教的な関連性や要素がある場合
- オ 公共性や公平性に問題がある等、その他、本市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合
- カ 本募集の趣旨や目的、募集条件に適合しないと本市が判断した場合

5. 事業期間

令和4年10月1日から令和6年3月31日

6. 設備・使用料金

施設名	使用可能時間	設備			使用料金
		電源	給水	排水	
詰所休憩 スペース	8時～18時 ※設営時間 含む	1875W ※別途 制限あり	×	×	無料 ※但し電源を使用する場合には、電気使用料実費 相当額について本市と要協議とする

7. 留意点

提案にあたっては、以下の事項につき了承いただいたものとみなしますので、必ずご確認ください。

- (1) 原則として E メールによる連絡が可能であること。（本市からの連絡・データのやりとりは E メールで行うため）
- (2) 関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など）を遵守し、関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、提案者側で必要な届出、許可申請等の手続きを行うこと。
- (3) 事業に関わる経費は提案者が負担する。
- (4) 応募時または事業実施時に、前記(2)の手続きを実施しない場合や 4. 参加資格(2)のア～カに該当する事実が判明した場合は、選定・事業実施者の対象から除外します。
- (5) 提案の成立・不成立に関わらず、本市は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費・調整費・資料作成費など一切の費用、生じた損害等）の補填や賠償をいたしません。
- (6) 提案は、本市ホームページに、提案者や具体的な内容等について公表をする場合があります。
- (7) 提案実現後は、本市の広報や PR 等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表することができます。
- (8) 提案の履行に対しては提案者が責任をもって実施するものであり、本市が提案への対応やその実現に対し、履行義務を負うものではありません。
- (9) 提案の実現に向けた必要な調整や諸手続きを主体的に実施していただきますが、必要に応じ、本市西区役所及び未来都市推進課にてサポートいたします。なお、調整の結果、実現できない場合もあります。
- (10) 本市事業の都合により、提案事業の中止・中止および実施場所の変更等がある場合は、求めに応じること。ただし 1ヶ月前に通知いたします。
- (11) 事業計画および収支計画に関する報告書（中間報告、決算報告）を本市に提出し、中間報告に基づき、地域への利益の還元内容等について、本市と協議を行うこと。報告書の様式については本市より別途指示します。
- (12) 対象施設（詰所休憩スペース）使用条件について
 - ・本市より貸出備品はありません。
 - ・対象施設内は禁煙・火気使用不可です。
 - ・歩行者動線を確保すること（別紙 2 参照）
 - ・警報が発令された場合は、原則開催を中止してください。

- ・原状回復が基本です。設営物の搬入出時や実施中は、対象施設保護に留意し、必要に応じ予防措置を講じてください。
- ・対象施設付近の歩道、伊川谷駅前バスロータリーへの一般車両の乗り入れは禁止されています。近隣駐車場をご利用ください。
- ・その他、使用にあたっての詳細ルールは別紙 3 を参照ください。

7. (参考) 令和 3 年度の本事業にかかる提案および取り組み内容について

- 伊川谷駅前詰所休憩スペースでの週 1 回（火曜日）の野菜販売と販売日の駅前空間の清掃活動
- 詰所周辺の花壇の整備・維持活動



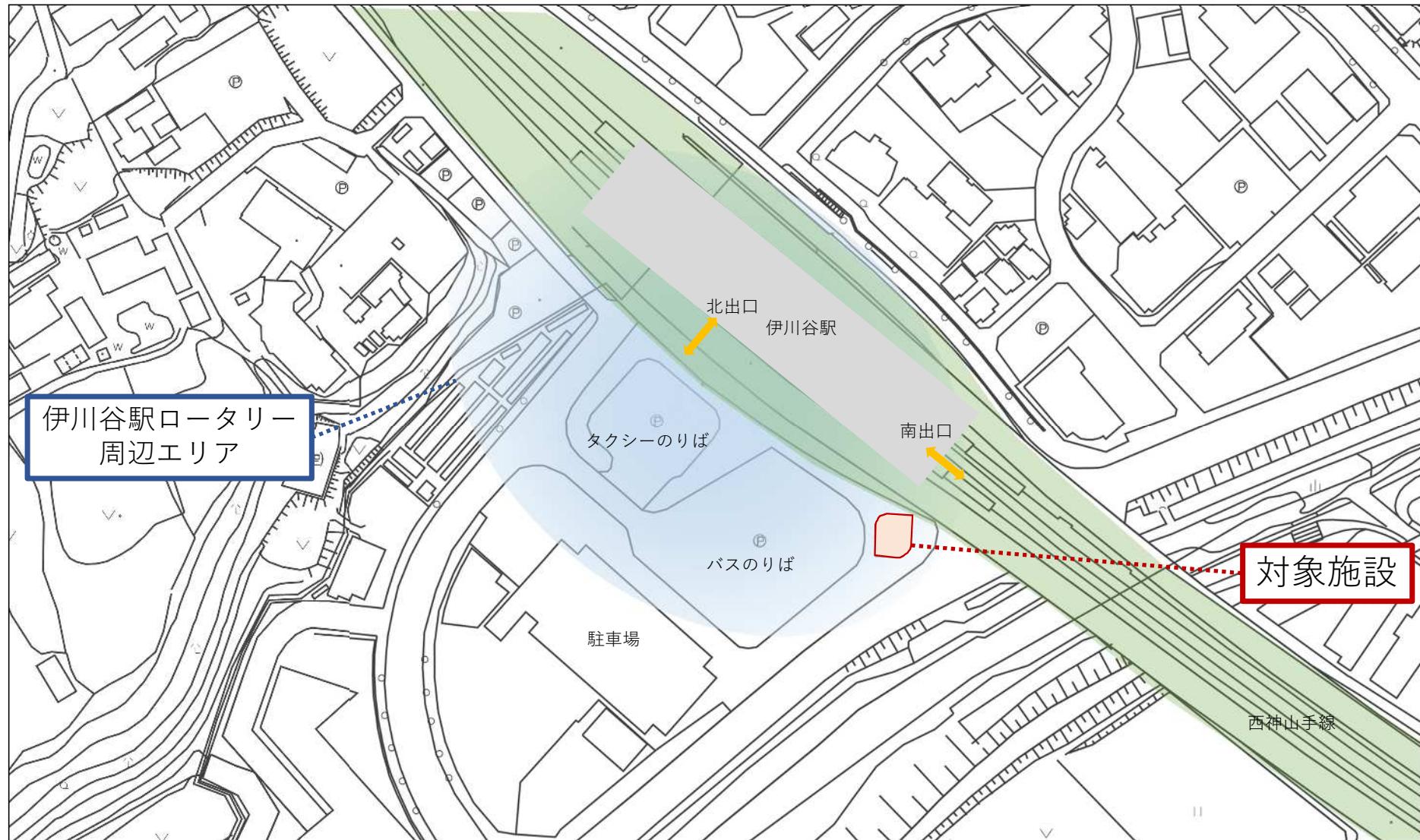
【野菜販売の様子】



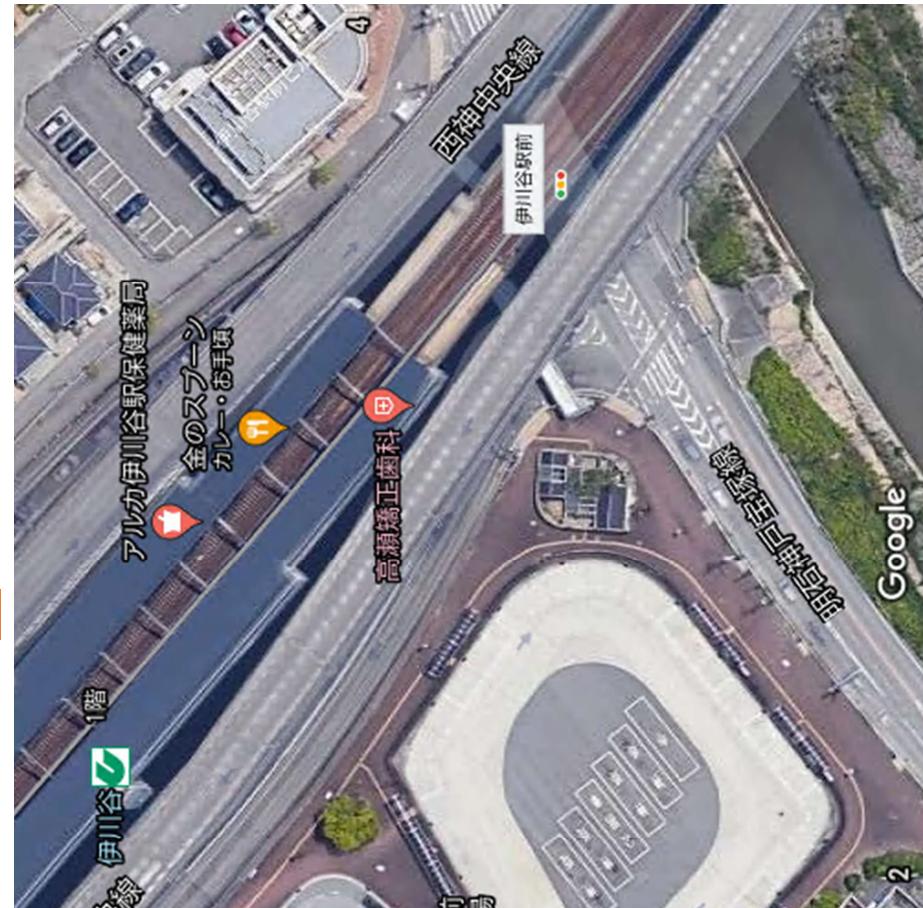
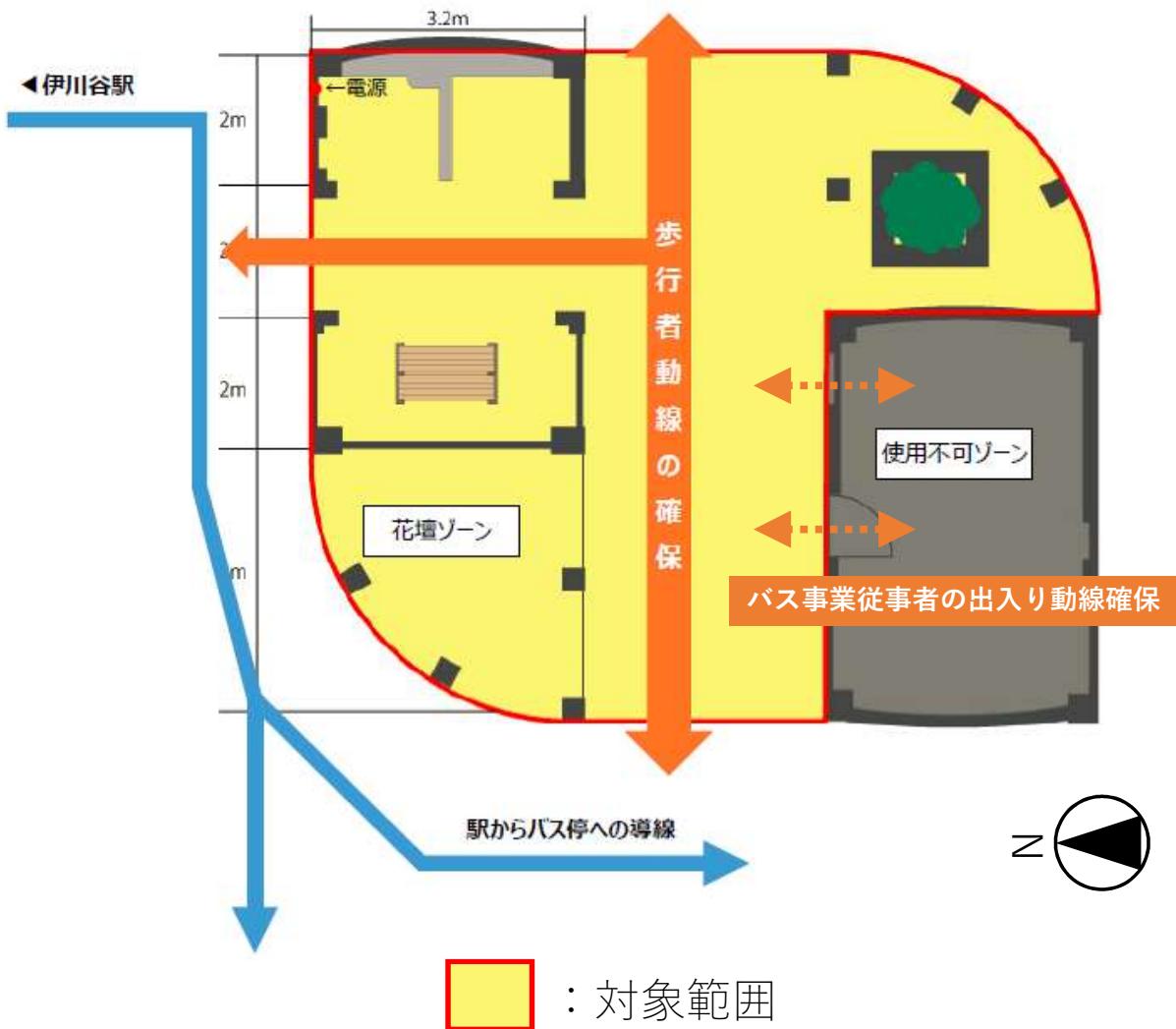
【整備された花壇】

以上

別紙1



別紙2



令和4年度地域活性化につながる伊川谷駅前公共空間活用

：詰所休憩スペース貸出注意事項

1. 詰所休憩スペース使用にあたっての前提条件

(1)関係法令等の遵守

- ・関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法など）を遵守してください。
- ・関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、提案実施者側で必要な届出、許可申請等の手続きを行ってください。

【野菜・花を販売する場合】

- ・野菜・花等の生産物を販売する場合は、販売時に生産地を提示ください。
- ・自ら生産した野菜以外の野菜を販売する場合は、届出が必要となる場合がありますので、事前にご自身で保健所西部衛生監視事務所（生活衛生ダイヤル：078-771-7497）へご相談ください。

【熱を発する機器を使用する場合】

- ・発電機、IH 等、熱を発する機器を使用される場合は、事前にご自身で消防局への申請を行い、消火器をご用意ください。

【飲食物を販売する場合】

- ・飲食物の調理・販売を行う場合は、届出又は営業許可の取得が必要となる場合がありますので、事前にご自身で保健所西部衛生監視事務所（生活衛生ダイヤル：078-771-7497）へご相談ください。
- ・食中毒対策等のため PL 保険（生産物賠償責任保険）等に加入することを推奨しています。

2. 詰所休憩スペース使用日の注意事項

(1)現状回復について

- ・原状回復が基本です。設営物の搬入出時や実施中は、会場保護に留意し、必要に応じ予防措置を講じてください。
- ・特に、床面を汚損するおそれのある場合は床面の養生を行ってください。
- ・既存設備等の損傷、傷の付着、着色等が確認された場合、その回復に要する費用は提案実施者の負担となります。
- ・会場に日常的に設置されている設置物の取り外しは出来ません。また、糊付け、くぎ打ち等、原状に戻すことの出来ない行為は原則出来ません。
- ・使用後は、現状復旧し、周辺も含めて清掃を行ってください。
- ・発生したゴミについては、当日持ち帰ってください。

(2)搬入出について

- ・会場付近の歩道、伊川谷駅前バスロータリーへの一般車両の乗り入れは禁止されています。近隣駐車場をご利用ください。
- ・搬入出の際は通行者の安全を最優先し、使用可能時間内で行ってください。
- ・設営中に資材等を放置しないようにしてください。

(3)電源の使用について

- ・延長コードを使用する場合は、通行者が転倒しないようにコンセント（配電盤）から使用場所までのコードはできるだけ歩行者動線上に重ならない用に配置し、歩行者動線上に重なる場合はケーブルプロテクター等で養生してください。
- ・コードをガムテープで養生する場合は、黒色または灰色のガムテープをご利用ください。

(4)設営物・掲示物の管理

- ・実施中および搬入出時における設営物の保護・管理については、提案実施者で行ってください。

(5) 提案実施者の責任

- ・提案実施者が施設・設備・第三者等に損害を与えた場合、また使用に伴う人身事故及び物品等の盗難、破損等のすべての事故について、その責は提案実施者が負うものとし、その損害額をすべて賠償いただきます。（イベント保険等へのご加入をお勧めします。）

(6)周辺環境に関する配慮

- ・実施内容に対する苦情は、誠意をもって、提案実施者にて対応してください。
- ・本市に連絡がきた苦情についても、提案実施者に連絡しますので、必ず現地にて対応し、結果を本市にご報告ください。
- ・通行者や周辺施設から苦情が寄せられた時は、提案事業を中止していただく場合があります。
- ・貸出エリアは、公共的な空間であることを考慮し、周辺利用者や通行者が不快に感じる行為や支障ができる行為（過度な呼び込み等）はご遠慮ください。場合によっては、音量制限や内容の変更をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
- ・実施内容によっては、別途、誓約書等の提出をお願いする場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ・生演奏のライブなど、音を発する場合、音出し時間等を事前に本市にご相談ください。

(7)会場デザインルール

- ・シートをご利用の場合は、景観に配慮し、歩行者から見える範囲はブルーシート等のご利用はおやめください。
- ・販売行為などを行う場合は、原則、シートなどを敷いた床面へ直置きでの販売を禁止しています。
- ・実施にあたり、のぼり・看板を設置予定の場合は、事前に本市へご相談ください。本数などを制限する場合があります。

(8)結果通知書の携帯

- ・事業実施にあたっては、結果通知書を必ず携帯してください。

3． 提案内容の変更時の連絡方法

(1)災害、天候不順などの理由により使用不能となった場合

- ・暴風警報、大雨警報、洪水警報、雷警報、濃霧警報が発令された場合は、原則開催中止をしてください。
- ・中止の場合は、できるだけ早く本市へ連絡してください。
- ・災害、天候不順などの理由により中止となった場合で、日程の変更を希望する場合は、本市に相談の上、変更申請書をご提出ください。

(2)中止の周知

- ・提案実施者が独自で広報をしている場合は、提案実施者で中止の連絡をしてください。
- ・来場者からの問い合わせにつきましては、提案実施者で対応してください。